

議案第90号

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年9月1日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正が令和5年6月16日に公布され、同日及び令和5年9月16日を施行期日として施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第37号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月1日 条例第37号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第14条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> <p style="padding-left: 2em;">(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第53条 (略)</p>	<p>京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月1日 条例第37号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第14条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> <p style="padding-left: 2em;">(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第53条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和5年9月16日から施行する。</u></p>